

○富山県吹奏楽コンクール実施規定

- 第1条 富山県吹奏楽コンクールは、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体（1団体1部門）が参加して実施する。
- 第2条 実施会場は、その年毎に富山県学校吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条 理事会は毎年3月末までに、その年の富山県吹奏楽コンクールの実施場所など必要事項を決定する。

（実施部門および参加人員）

- 第4条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。
①小学校部門 ②中学校A部門 ③中学校B部門 ④高等学校A部門
⑤高等学校B部門 ⑥大学部門 ⑦職場・一般部門
- 第5条 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。
①小学校部門……………制限なし
②中学校A部門……………50名以内 ③中学校B部門……………30名以内
④高等学校A部門……………55名以内 ⑤高等学校B部門……………30名以内
⑥大学部門……………55名以内 ⑦職場・一般部門……………65名以内

（資 格）

- 第6条 各部門の参加資格は次のとおりとする。
- ①小学校部門
構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。
- ②中学校部門（中学校A部門、中学校B部門）
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。）
- ③高等学校部門（高等学校A部門、高等学校B部門）
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒の参加は認める。）
ただし、高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。
- ④大学部門
構成メンバーは同一大学に在籍している学生とする。
- ⑤職場・一般部門
団体構成メンバーは、次の第7条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
職場とは原則として同一経営の会社、工場、事務所、官庁など、経営者または組合などの許可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に常時勤務している者とする。
- 第7条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。
- 第8条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲ともに同一人が指揮しなければならない。
- 第9条 参加団体の資格に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

（課題曲・自由曲および演奏時間）

- 第10条 課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハーブ、曲中のスキヤット（声）は認める（歌詞は不可）。

- 第 1 1 条 中学校 A 部門、高等学校 A 部門、大学部門、職場・一般部門は、課題曲と自由曲を演奏し、その演奏時間は 12 分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの時間をいう。
また、小学校部門、中学校 B 部門、高等学校 B 部門は自由曲のみを演奏し、その演奏時間は 7 分以内とする。
- 第 1 2 条 演奏時間が超過した場合は失格とする。
- 第 1 3 条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。
- (注) 1) 作曲者の死後およそ 50 年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。
- 第 1 4 条 出演順は団体代表者により抽選で決める。
- 第 1 5 条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は原則として 5 名とする。
- 第 1 6 条 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(県 代 表)

- 第 1 7 条 北陸吹奏楽コンクールに本県より推薦する団体数は、北陸吹奏楽連盟の定めるところによる。

(そ の 他)

- 第 1 8 条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第 1 9 条 この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

○富山県吹奏楽コンクール審査規定

- 第 1 条 この規定は富山県吹奏楽コンクール実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第 2 条 審査員は課題曲 100 点、自由曲 100 点とし、合計 200 点満点で評価する。ただし、自由曲のみの部門は、自由曲を 100 点満点で評価する。
- 第 3 条 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。
- 第 4 条 判定委員会は審査員の評価に基づき部門ごとに金・銀・銅の 3 段階のグループ分けを行う。
- 第 5 条 第 4 条による結果は審査員の了承を得る。
- 第 6 条 審査評は出演団体に渡す。
- 第 7 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

平成 4 年 6 月 10 日 実施

平成 9 年 6 月 6 日 改定

平成 10 年 4 月 18 日 改定

平成 15 年 4 月 24 日 改定

平成 18 年 5 月 20 日 改定

平成 19 年 4 月 12 日 改定

平成 21 年 5 月 23 日 改定

平成 27 年 5 月 14 日 改定

富山県学校吹奏楽連盟